

平成27年9月29日

答申第594号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より「NHKふれあいセンターの仙台、川崎、大阪、福岡それぞれのオペレーターの人数を記した文書」の開示の求めがあった。

NHKは、NHKふれあいセンターの業務は委託をしており、委託先で当該業務に携わるコミュニケーター（オペレーター）数に係る文書をNHKでは作成・保有していないため、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第608号諮問、審議、答申